

八千三百三十万円となつてゐる。

以上の様な支入の内容説明があり、ついで各担当課長より支入の説明を受け、支入予算現額十一億六千九百九十二万五千円に対する支出済額十億四千三百四十八万六千九百六十四円、不用額六千四百四十三万八千四百十円、支出における平均執行率が九四・五%、近隣市町村と比較しやや下回つてゐるが、これは事業の未執行によるものではなく上級官庁における情勢の変化とか土地等の買収交渉の不成立等によるものである。

支入の主なものは総務費において支出済額が一億三千八十二万三千余円、執行率にして九七・四%、総務管理費において二百万円余が不用額となつてゐるがこれは極力諸経費の節減をはかつたために生じたものである。その他徴税費二千七百五十四万九千余円、戸籍住民基本台帳費では狭小火葬場に対する負担金等を含め千四百五十八万三千余円が支出されてゐる。また送等費におりて都議会議員、衆議院議員、農業委員会委員等の送等費七百七十三万三千余円、監査委員会議費十三万八千余円の支出、住宅費においては主に所管

住宅の維持管理費と補修費二百三十九万四千円、また消防費において支出済額が三千六百六万一千余円、予算に対する執行率が九七%、このうちには消防組合への負担金が二千七百七十三万三千円、消防団員に対する報酬や旅費、需用費、一分団の詰所の改築費、消火栓や貯水槽の設置管理費、台風等の災害対策費五百八十五万六千余円が支出されてゐる。また支入総予算額に對し二五・七%を占める教育費は二億六千八百九十四万三千余円、この内容は職員の人件費や各種負担金あるいは臨海、林間等の校外指導の教育総務費、小學校費では一小から五小までの諸経費と各小學校の整備保安、清掃等の委託料、五小のプール、炊過装置、倉庫、物置等の諸工事、机、椅子、キヤビネット等の備品購入費、各種団体および組合の負担金補助金、また教育振興費や給食センターにおける管理費とか小分校の建設費、さらに三小の建設費、四小の屋内運動場建設費や除湿整備費等を合計して小學校費が二億一千三百九十八万五千余円の支出額となつてゐる。中學校費においては支出済額が三千二百八十二万四千余円、この中には職員の人件費のほか一般需用費や一中、二中における電気、警備保安の委託料とか電気設備の工事費、机、椅子、理科や図

その備品購入費その他各種団体の負担金等でございます。社会教育費で四百五十三万五千余円、さらに公債費においては元金、利息等を合せ三千三百二十四万四千余円、これは三月三十一日現在四億七千四百余万円の未償還金に對するものであり、四十四年度においては一時借入れをしなかつたために百六十八万九千円ほどの不用額を生じた。諸支出金では四千三百万円を土地開発基金会計へ繰出したもの、予備費において千八百三十三万三千円、このうち七号補正による四小の屋内運動場として千百万円あるいはプール関係が百三十万円、計千三百三十万円の三月三十一日まで決つたものもあり、最終的には五百万円前後の繰越となつたものと思ふ。

以上のような内容説明がなされた後、本決算に對する質疑に入り、委員中より横田基地関係に對する補助金はどのくらい入つたのか、又二日目にも指摘されたように不用額が多額に出てゐるが全般的に予算執行上マンネリ化してゐるのではないか、土地開発基金については報告のみでいいのか、所得税における不納欠損に對し調査をしたのか、三小建設費において三百六十七万円の不用額が出てゐるがその原因は何か、……等悉数は質疑があり、これに對し理事者側より、基地関係については交付金を含め約一億四千七百

余万円となつてゐる。不用額の内容においては国あるいは都の関係が必然的に不用となつたものもある。例えば市制施行に際し当初は人口調査をする予定であつたものの調査をしなかつてもいいことになつたとか、あるいは国保会計の運営も四十四年度は良好であつたため繰出しをしなくてすんだというものもある。また建設関係における用地買収交渉が年度内に成立せず四十五年度に入つたものもある。これらも金額にして千五百万円ほどあり、そのほかは諸経費の節減等極力努力したために不用額となつた。土地開発基金関係については基金が公社から千五百平方メートルを金額にして千九百八十一万円余もつて買ひ戻したか、この金額より高く売れれば当然数字にはつきりと予算措置すべきものと思う。所得税の不納欠損については強力に追跡調査等を行なつたかほとんど行へ不明ということやむを得ず欠損として処分をした。三小における不用額は防犯関係予算の決定が遅い、また工期も短いという関係もあり常駐監督員を置かなかつたとか、また設計時における見積り価格と入札価格の差による不用額がある。……等の理事者側の答へがあり、委員より意見として基地関係予算獲得のためにより一層努力されたい。またこの

した多額の不用額が出たことは予算編成における見通しのあまさがあつたと思うので今後は十分注意願いたい。学校工事関係等についても十分調査検討のうえ予算措置をしてほしい。町税の未収入金についても欠損とならないように願いたい。建設事業債の資料を出していただきたい。(別添参照)………等の要望意見が出され、ついで本決算について採決いたしました結果全員異議なく原案とあり認定すべきものと決定した次でござります。

次に学校用地特別会計決算について報告申しあげます。

冒頭に担当課長より本決算の内容説明を求めました。

その内容は本年三月定例会に先行取得した下河原の学校用地を新都市建設公社に肩わりいたしました関係のもので、この決算をもって当会計は終了となる。

支出においては前年度からの繰越金一千三百三十二万五千七百二十五円、財産収入として買戻し条件による公社への売却収入等三億九百九十六万四千四百円、諸収入では預金利子として三千七万六千九百九十三円、以上の支出合計が三億二千三百四十六万六千八百十七円の収入増額となつてゐる。

支出においては公債費で用地取得のため埼玉銀行および農協からの借入金元金と利子二億七千二百八十五万六千九百九十九円、諸支出金において税金分を地主に還付するための償還金および還付金において四千九百九十八万二千四百円、予備費の支出はなく、支出合計が三億二千三百八十三万二千七百三十九円、予算に対し五十五万五千二百六十一円が不用額となつてゐる。

以上のような説明があり、ついで質疑に入りましたところ別に質疑もなく全員異議なく原案とあり認定すべきものと決定した次でござります。

何とぞご審議のうえ原案とありご決定あらんことをお願いいたします。まして説明を終ります。

○議長(石川信義君) 次に建設委員長岩田博君

(建設委員長 岩田博君 登壇)

○建設委員長(岩田博君) 議案第九十三号昭和四十四年度福生町一般会計決算認定について、建設委員会所管分、本案審議について説明いたします。

収入後より決算書の内容について七十一頁備考中節の工事別金額の計が二千八百万四千二百九十円を二千八百万円にミスポリントにより訂正したいとの申出があり、今定例会が二日目において議決として上程するとし、委員会としてはこれを了承して審議に入り、担当課長から順次説明を求め、統計調査費については人件費、五月一日現在で行なわれた生活統計、五年に一度行なわれる農林センサス、三年に一度の商工業統計、四五年に行なわれる国勢調査のための三百十九区の設定費用等である。その他農林水産業経費、商工費においては小口事業資金の委員の報償費、福生町商工会補助金百五十万円、小口事業資金預託金四百万円、利子補給金二千万円の八厘で三百六十五日分の十五万九千三百六十一円、十九回七夕祭り委託料百五十万円、貯蓄奨励事業費は実務が五万円金額不用額となった。土木費は二千四百十九万四千百三十円の不用額となつてゐるが、これは直轄工事の臨時職員が三名正職員になつたこと、道路新設改良費において四十四年度中施行予定であつた熊川地区の四号線、牛込地区の七六号線、オ小中学校裏の三六七号線、日光橋近くの七〇一号線の四路線がそれぞれ用地買収不可能、排水管理設不可能、国

鉄道の協定延期等による工事請負費の不可能、しかしこれらの四路線は四十五年度にすでに完了してゐる。原材料費においては三多戸給水工事においての復旧費を浅沼組で施行したこと、これらによる市内工事補償料の残などのほか緊急道路整備費でわらは街道一九五号八件の用地買収交渉がまとまらず残となった。また南公園整備土砂五千㎥が家附になつたこと、横田飛行場周辺排水路費で下の川工事の崖崩れの場合について四月以降の工事としたこと、排水路工事にもなる補償についての工事用道路が公共用地として先買地と利用したことによる減などである。その他決算書の諸支出として主なるものは一般街道の砂利、合材などの補修原材料費、町道舗装工事、補修、排水、牛込駅前広場舗装工事、ガードレール、反射鏡、照明灯などの交通安全施設工事、矢野町による(送)工事として原材料三分の一都補助によるオ五小学校プールオ三小学校横九五号、青梅線上石工務店横四九号線、加美の砂利引込線六九九号線の舗装工事、街路三本の築造工事、福生緑地公園内の水泳場徒渉池工事等である。……との説明の後、質疑に入り、多額の不用額が出てゐるが本年の予算執行においても道路舗装等に執行残のな

いように特設の注意をはらわれない。電柱の移設費については民地にある電柱を民地に移設する場合は補償料を支払うことになり、一九一号線のわらわ、街道については高圧線があり金額が高くなる。通常町道から民地に移設する場合は支払わないが民地を買収しこれに電柱がある場合は支払うようになる。多くの市では道路専有料徴収条例を作り電柱の専有料を徴収しているが、西多摩郡、昭島市においても専有料は取ってなく、これを取るとすべてに移設料を支払うことになる。現在福生市の場合はすべての移設について請求はくるがこれ以外は無料の申請をし支払いはしていない。……等の質疑の後、採決の結果当委員会としては認定すべきものと決定した次第であります。

次に議案第九十五号昭和四十四年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計決算認定について、本案審議について説明いたします。

担当課長から説明を求め、その内容としては大入において保留地処分金について本来補償事務として施行すべきものの、直接公社委託事業として施行したことによって武蔵野台八百万円、多摩河原三百万円の減額である。

他会計からの繰入金として一般会計から予算現額と同額の二千九百三十

十八万円、繰越金一千八百七十九万円については前年度の進捗状況がかなり少なくその執行残である。その他預金利子、と堀井水路切りまわし工事委託料等により大入合計二千四百二十三万三千九百九十九円となった。一方大入について一般管理費では人件費のほか武蔵野台区画整理事業委員会委員退職記念品代等、事業費においては三千五百八十八万円の不用額となった。

これは武蔵野台事業進捗状況の遅れによる執行残また補償費として予算に計上したものの直接工事施行によるもの等であり、事業の支出については加美地区における防火水槽新設、工作物の撤去工事の直接施行工事請負費武蔵野台地区の保留地の予定であった一九、二〇街区の約一千八百平方メートルの土地代金、保留地処分金還付金、多摩河原地区の堀井工事、都の希望により直接施行した多摩橋おりのサエ工区事務所移設費、多摩河原区画整理区域の公園予定地として計画されたことによる旧汚物処理場解体工事、工事に関連した家屋移転等補償である等の説明があり、質疑としては別に多く採決の結果全員が認定すべきものと決定した次第であります。

次に議案第九十六号昭和四十四年度福生市と畜場会計決算認定について、本案審議について説明いたします。

担当課長から説明を求め、と畜場会計は経常経費に対する人件費等によるものであり、四四年度においてはと場使用料等の料金改訂、多々食肉センターのと殺中止等により、一五倍の伸びをみている。

又入としてはと畜場、冷蔵庫使用料、検査手数料、前年度繰越金、破損された万年への修理代で三十四百五十五万六千四百三十九円の収入増額である。又おにおいては一般管理費の人件費その他管理費のほか死亡した鳥獣係長の諸支支金と償金において臨時職員を多数使用している。委託料において区更整理事業に伴水路切まりし工事委託料、工事請負費において場の整備、水道、万年への等の工事ならびに補修をしてもらう。補償料として赤い水の流出による三件に対する作物補償料等により三千二百九十九万九千一百一十円の支出増額で、翌年度繰越が百五十六万六千三百八十八円となるとの説明があり、質疑としては特になく、採決の結果全委員が本決算を認定するべきものと決定した次であります。

次に議案第九十七号昭和四十四年度福生町公共用地特別会計決算認定について、本案審議について説明いたします。

まず担当課長に説明を求め、この特別会計は四三年度公共用地の先行

取得をするため大蔵省の起債を受け設置したものである。この決算にお

いては十万余円の収入増額に対して決算書等の印刷代一万七千七百円のみであるが、土地開発基金利子収益については特別会計を設けて処理することになっており、これらをもこの会計に繰入れを行なうことになるため今後も存続させていくとの説明があり、質疑もなく原案を認定するべきものと決定した次であります。

何とぞご審議のうえご認定くださいますようお願いいたしまして報告いたします。

○議長（石川信義君）次に厚生委員長杉本皆雄君

（厚生委員長杉本皆雄君登壇）

○厚生委員長（杉本皆雄君）ご指名をいただきましてこの説明を申しあげます。

議案第九十三号昭和四十四年度福生町一般会計決算認定について、お出中厚生委員会所管分についてそのおの担当の所長、課長から説明を求め決算書により所管分の戸籍住民基本台帳費から内容の説明を受けました。

外人登録者は市内に約八百名あり、その登録事務をしてゐる。食糧配給事務は希望者の通帳、米穀商の割当て等の事務をしてゐる。民生費については福生町の福寿会十八ヶ所に対しての敬老金、都の補助金を含めて福寿会に助成をしてゐる。二百万円の国保会計に対すう繰出金は国保会計に繰り出しの必要がなくなり不用額とした。国民年金については保険料を婦人会にお願ひし順調に執行されてゐる。福祉センターは四四、四五年度のうちに一年度の西村設計事務所を支払った設計管理委託料や工事請負費である。児童福祉費においては民間保育所施設補助金として市長の措置権はないが、志茂の森田産院に対して無認可保育所として補助した。また当年度は学童保育としてオニ小學校において一年から三年までの児童四名を保育、昭島市のゆりか、保育園にも行政区域を越えて措置してゐる。すみれ保育園建設費も最終年度に排水、防音改築を施工して完成をみた。紅生費においては主たるものは各種予防接種の医師の賃金、消毒用薬品の購入代、西多戸紅生組合負担金およびじん芥の収集処理委託料等である。……等の説明を受け、傾聴に入りました。委員より加美平公園内にあ

る便所があれは、……については新都市建設公社から正式に引き継ぎが完了して、これについては至急核計をしてゐる。不用額の大きなものについて詳細に説明したい。不用額が多いことは予算編成上に疑問をいふものである。……との指摘がありました。また西多戸紅生組合負担金については新施設の開設により減額になると思ふがその内訳をお知らせ願ひたい。……これに対しては事務費二百九十八万五千三百五十三円、用地費百九十七万三千九百六十六円、し尿処理場建設費四百三十九万二千七百十三円、工業用水道費一千四百三十一万三千八百六十二円、し尿処理費一千四百三十一万、じん芥処理費一千四百四十七万九千四百四十五円、地元補償金六十二万九千三百三十三円、繰越金百一十八万七千八百八十三円、という数字が示された次方があります。

次に議案第九十三号昭和四四年度福生町国民健康保険特別会計決算認定について説明をいたします。

担当課長より内容の説明を求め、才入決算額一億三千二百四十三万五千三百九十九円、才入決算額一億二千三百四十九万七千七百七十六円、翌

年度繰越額九百九十三万七千六百三十四円、オ入について保険料の
滞納繰越分の不納欠損額二十七万五千余円については職員により再三
の滞納整理にあつたが、住所不定者等により不納欠損をせざるを得なくな
つた。そのほか国庫各費用の負担金補助金および交付金、都の補助金また一
般会計からの繰入金三百万円については当初予算に計上したが必要がな
り未収決算となつた。その他本年度繰越金、預金利子、オ三者納付金
として交通事故による傷害や自賠法の五十万円を越えた額に対する加害者
の納付金、国保資格喪失者納付金等である。オは人件費、徴収費、町の
支払った療養給付費のほとんどであり、診療報酬が適正に支払われて
おつたかについては、都の連合審査会に一件六円九十五銭を審査してもら
うことになつて、その委託料が四月から九月まで三千円、十月から三月か
一万円に増額された。助産費三千円、葬祭費二千円、育児手当等であ
る。……以上のような説明を受けついで質疑に入り、番員より医師
に適正な給付をしてゐるか、……これは都の連合会に審査を委託する以
外にない。滞納保険料は昨年より減少しており、滞納者は約二百件であ
る。この滞納者のうち三八%が収入となつてゐる。不納欠損について住

民登録による調査をしても見つけられない場合生活保護を受けようとする
もので、二年の時効となりやむなく欠損処分をしてゐる。保険料の徴
収については婦人会に委託してゐるが徴収率がいいので今後もやっていく
方針だが、収納率が悪くなつた場合はその時点で考えたい。……との
答弁の後採決の結果全委員が本案について認定すべきものと決定した次
がであります。

次に議案オ九十四号昭和四十四年度福生町公営賃屋特別会計決算認定
について説明をいたします。

担当課長より内容の説明を求め、オ入決算額百九十九万四千八百九十
円、オ出決算額百五十六万三千三百二十九円、翌年度繰越額四十八万八千五
百六十一円で、オ入については五百万円の基金による貸付利子収入百七十
万円のほか、四回にわたる流償物を処分した売却利子、オ三回目にお
ける今までのつたところの利子を上回る手数料の二万四千円、オ本年度繰
越金三十四万二千円、預金利子、電話代等である。一オオ入において
はほとんどの人件費で経常経費については極力節減をはかつてゐる。繰
出金四万九千円は不用額となつたがこれは予算編成時点においては流償物

の処分が元金もいふ必要として計上したか不問となつたものである。現在
福生市の場合には職員一人を運営してゐるが、他市においては三名ないし三名
あり、都下十五市の公益債屋のうち武蔵野市の廃止し、十四市中十市の
赤字で、黒字四市は東久留米、日野、保谷、福生である。流債処分
においても公益債屋法においてやむを得ぬ場合は一括処分としてもよいことにな
つておりそのようにしてゐる。……との説明の後債疑に入り、利用者は
四十四年度中七百七十三世帯で、このうち新規利用者が三百三十七世帯であり
昨年より約百世帯増加してゐる。昨年指摘されたように、凡に努力し利用者の
増加をみてゐる等の債疑の後、採決の結果全委員の認定すべきものと決定し
た次第であります。

何とぞご審議のうえ認定くださるようお願いいたしますして報告いたします。

議長（石川信義君） 以上で各委員長の審査報告は終了しました。

これより各委員長報告に対する債疑を行ないます。

なお債疑は議案の順にお願いいたします。まず議案九十三号関係
についてお願いいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君） 以上で議案九十三号については終了します。

次に議案九十四号関係についてお願いいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君） 以上で議案九十四号関係は終了します。

次に議案九十五号関係についてお願いいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君） 以上で議案九十五号関係は終了します。

次に議案九十六号関係についてお願いいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君） 以上で議案九十六号関係は終了します。

次に議案九十七号関係についてお願いいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君） 以上で議案九十七号関係は終了します。

次に議案九十八号関係についてお願いいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君） 以上で議案九十八号関係は終了します。